

出前講座実施要領

1 趣旨

県は、千葉県県民活動を推進するため、県民の要請に応じて職員又は市民活動団体等関係者が出向き、NPO・ボランティアについての説明や意見交換を実施し、県民活動施策に反映させるものとする。

2 内容

NPO・ボランティアの基礎知識、県民活動施策、市民活動団体の活動状況に関するものとする。

3 説明者

県環境生活部県民生活課職員又は県が必要であると認めた場合は市民活動団体等関係者とする。

4 実施日時

開催時間は、意見交換等を含めて2時間以内とする。

5 対象

県民、県内の市町村、企業、団体、学校などが主催する研修会等で、参加人数がおおむね10人以上のものとする。

ただし、営利、宗教活動、政治活動を目的とするものを除く。

6 実施方法

(1) 一般県民及び自治体職員を対象とするのは「出前説明会」とする。

(2) 学校（児童・生徒）を対象とするのは「出前授業」とする。

7 費用

職員の派遣費用は無料とする。

なお、開催に係る費用は主催者が負担するものとする。

ただし、市民活動団体等関係者が講師となる場合における講師に支払う謝金及び旅費については、県が負担するものとする。

8 申込方法

(1) 出前講座を希望する場合は、事前に電話で予約の上、実施希望日の1か月前までに「出前講座申込書」（様式第1号）を提出するものとする。

(2) 県は、申込書の内容を審査し、講師の選定を行い、速やかに申込者に決定の連絡をする。

(3) 県は、業務上の都合により、開催日時の変更又は開催を断る場合がある。

9 感想票の作成

主催者は、開催後20日以内に、「出前講座感想票」（様式第2号）を提出するものとする。

県は、感想票を取りまとめ、必要に応じて関係各課と調整を図った上で、次年度以降の県民活動施策に反映させるものとする。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

この要領は、平成18年5月25日から施行する。

この要領は、平成19年8月8日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

出前講座申込書

		令和 年 月 日
団体等の名称		
目的(研修会等の名称)		
代表者	氏名	
	住所	〒
担当者	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	F A X	
	Eメール	
希望テーマ		
参加予定人数		
希望日時		令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
実施会場	会場名	
	所在地	
	電話番号	
テーマを希望する理由及び詳しく説明を受けたい事項		

(注意事項)

- 1 営利、宗教活動又は政治活動を目的とする場合には、実施できませんので御理解ください。
- 2 業務の関係で、日程等の調整をさせていただく場合がありますので御承知願います。
- 3 講座の開催は、性別や障害の有無等に関係なく幅広い方々が参加できるよう、配慮をお願いします。

*必要事項を記入の上、郵送、F A X、Eメール等でお申し込みください。

[申込み・問合せ先]

千葉県環境生活部県民生活課 県民活動推進班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-4133 F A X 043-221-5858 Eメール npo-vo@mz.pref.chiba.lg.jp

出前講座感想票

		令和 年 月 日
団体等の名称		
目的（研修会等の名称）		
代表者	氏名	
	住所	〒
担当者	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	F A X	
	Eメール	
テーマ		
参加人数		
実施日時		令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
実施会場		
[主催者の意見・感想・要望等] ※今後の県民活動施策の参考とさせていただきます。		

(注意事項)

- 1 終了後、20日以内に感想票を送付願います。
- 2 紙面が足りない場合は、任意の用紙を御使用ください。